

# シルバー保険について

当センターに会員として登録された皆様が、センターの仕事に就かれましてもそれは就職ではありませんので、会員とセンター又は会員と発注者との間に雇用関係は生じません。

したがって、センターの会員として、就業中万一事故が起きた場合労災保険などの適用はありません。

そこで、センターではシルバー保険（「シルバー人材センター団体傷害保険」「シルバー人材センター損害賠償責任保険」、保険料はセンターが負担）に加入していますが、常に事故を起こさない様に、事故にあわない様に気をつけて下さい。

シルバー保険のあらまは、下記の通りです。

## 記

### 【団体傷害保険】

#### 1 保険金給付対象の事故（故意による事故、持病等は対象外）

- (1) センター会員として就業中の傷害事故。  
ただし、会員の住居で仕事に従事している間を除きます。
- (2) センター会員として、仕事場への往復途上の傷害事故。  
ただし、通常の経路を外れた場合を除きます。

#### 2 保険金の給付内容

- |           |        |    |                          |
|-----------|--------|----|--------------------------|
| (1) 死亡保険金 | (最高)   |    | 700<br><del>900</del> 万円 |
| (2) 入院保険金 | (180日) | 日額 | 3,000円                   |
| (3) 通院保険金 | (90日)  | 日額 | 2,000円                   |

### 【損害賠償責任保険】

#### 1 保険の対象となる主な事故（故意による事故は対象外）

センター会員として就業中、業務の遂行に起因して発生した第三者や発注者など他人の身体への障害及び財物の損壊。

#### 2 免責金

1事故につき <sup>10000</sup>~~1,000~~円

事故が発生した場合には、直ちにセンターへ届け出て下さい。

## 承 諾 書

上記について承諾いたしました。

平成 年 月 日

公益社団法人東海村シルバー人材センター

理事長 川崎 順 夫 殿

本人住所 東海村

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

家族住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)